平成３０年（フ）第１２５２号
大阪府豊中市島江町１丁目３－９－303、住民票上の住所大阪市淀川区木川西３丁目４番５号　ハイツひの　406号
債務者　稲村美加代
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３００号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目11番28号
債務者　大倉　泰治
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９５号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番14号
債務者　大古場あすか
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６５号
大阪府高槻市富田町２丁目21番13―207号
債務者　平川　周正
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８９号
大阪市中央区上汐１丁目６番３－504号
債務者　武市　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５００号
大阪市平野区加美北６丁目11番２－304号
債務者　吉本みどり
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１７号
大阪市住之江区御崎４丁目９番５－905号
債務者　林　　豊
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９号
北海道歌志内市字文珠110番地13　中村中央地区Ｃ45－８－１
債務者　藤倉　　基
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
香川県高松市木太町1890番地３　エスティム林道106号
債務者　山地　美幸
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
福岡県八女市納楚625番地４　栗原アパート202号、前住所福岡県八女市馬場899番地　南馬場県営団地４棟101号室
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
静岡県浜松市南区瓜内町312番地の２　リバーサイド飯尾　205号、前住所静岡県浜松市中区領家２丁目23番11号　宮前ハイツＢ
債務者　安村　浩昭
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時55分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
静岡県浜松市北区初生町1272番地の１　レオパレスブライト204、前住所静岡県浜松市中区元浜町33番地の28　サムティ元浜ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ701
債務者　島袋　　毅
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
静岡県浜松市東区原島町367番地
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時５分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
静岡県浜松市東区上西町46番地の３　ガーデンコート上西　205号室
債務者　北堀優子こと　アヘロ　ユウコ（ＡＪＥＲＯ　ＹＵＫＯ）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
長崎県雲仙市国見町多比良丙129番地２
債務者　坂本　清春
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
長崎県島原市大手原町甲61番地５
債務者　城田　慎治
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係